

大津市発注工事における余裕期間制度
運用マニュアル（試行）

令和8年6月1日

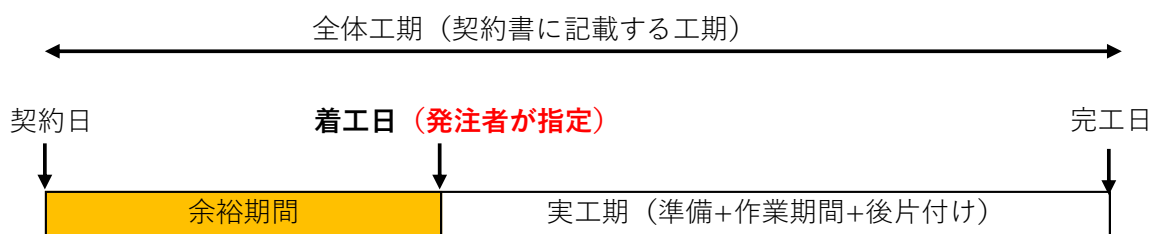
大津市総務部契約検査課

本マニュアルは、「大津市発注工事における余裕期間制度試行要領（令和8年6月1日施行。以下、要領）」の運用について示したものである。

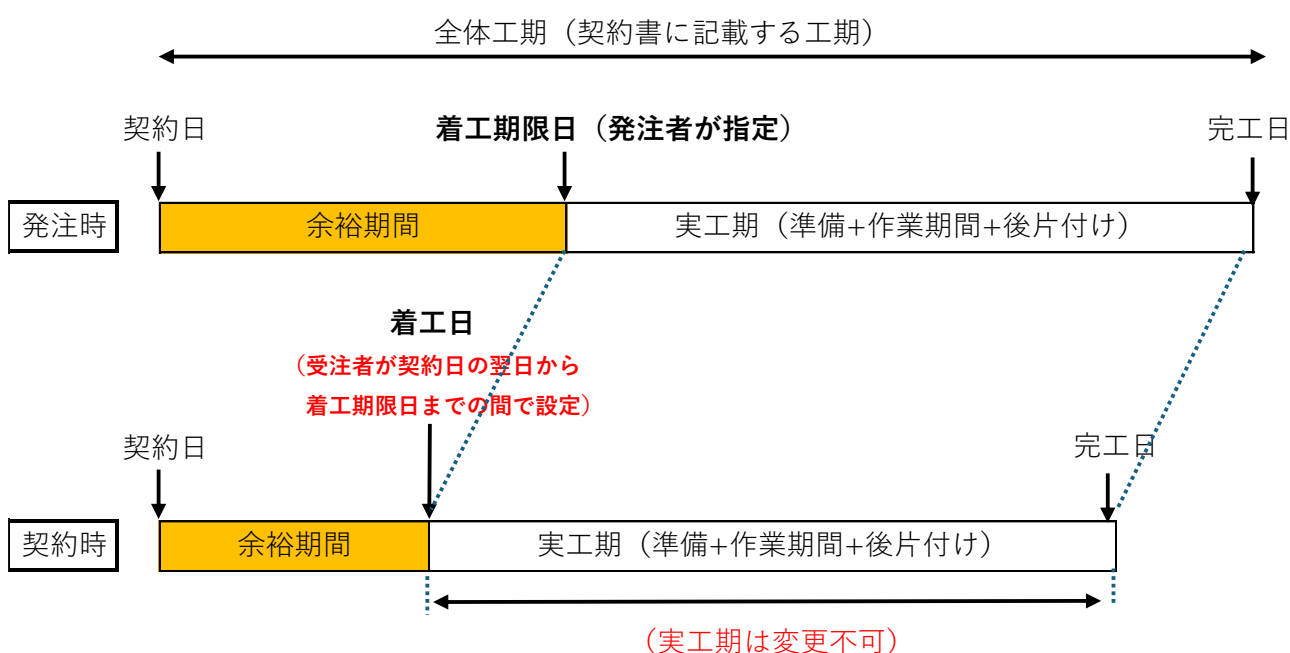
1. 各方式のイメージ（要領第2条関連）

余裕期間制度を適用した発注方式は、発注者が着工日を指定する発注者指定方式と、受注者が着工日を決める任意着手方式の2種類がある。

1 発注者指定方式



2 任意着手方式



2. 対象工事（要領第3条関連）

受注者の円滑な施工体制の確保に寄与できる工事について、余裕期間の設定に努める。なお、以下の要件に該当する工事は対象外とする。

- (1) 余裕期間の設定により、全体事業計画に影響を及ぼす工事
- (2) 災害復旧、維持作業等の緊急を要する工事
- (3) 余裕期間を設定することにより、工事の完工日が予定していた完工予定年度から変わる、又は変わる恐れがある工事
- (4) 余裕期間を設定することにより、工事の着工日が契約年度の3月末日を越え、又は越える恐れがある工事で、予算措置上、年度内に前払金を支払うこととしている工事
- (5) 繰越が想定される工事
- (6) 前工事の仮設物を引き継ぐ工事
- (7) 契約後、速やかに現場管理を行う必要のある工事
- (8) その他、余裕期間を設定することで事業への影響がある工事

3. 適用工事例と注意点（要領第3条、4条関連）

各方式における注意点と想定される適用例は以下のとおりである。発注時の余裕期間は90日を上限とし、おおむね30日以上となるように設定することを基本とする。（実工期の30%を超えないこと。）

1 発注者指定方式

(1) 適用例

関連工事（前工事）の完了後でなければ着工できない工事。また、出水期や関係機関との調整等で着工時期が限定されている工事

(2) 注意点

特に着工日を指定する必要がある場合は、任意着手方式の採用を検討すること。

2 任意着手方式

(1) 適用例

後工事までの間に余裕がある工事。また、着工日を任意に設定することで他の工事の進捗に影響しない工事

(2) 注意点

特に着工日を指定する必要がある場合は、任意着手方式を基本とする。

4. 余裕期間の明示（要領第4条関連）

余裕期間は特記仕様書に明示するものとし、記載例は以下のとおりである。赤字部は公告時には削除すること。

発注者指定方式の場合

第〇条 余裕期間制度

1. 本工事は、受注者の円滑な工事施工体制の確保を図るため、事前に建設資材、労働者確保等の準備を行うことができる余裕期間（契約締結日から着工日の前日までの期間）を設定した工事である。取り扱いについては、大津市ホームページ掲載の「大津市発注工事における余裕期間制度試行要領（令和8年6月）（大津市）」及び「大津市発注工事における余裕期間制度運用マニュアル

ル（試行）（令和8年6月）（大津市総務部契約検査課）」に基づくものとする。

参照：大津市ホームページ

ホーム>組織から探す>総務部>契約検査課>業務案内>入札・契約に係る規則・
要綱・要領等>入札・契約に関する規則・要綱・基準

2. 余裕期間内は、現場に搬入しない資材等の準備を行うことができるが、資材の搬入、仮設物の設置等、工事の着手を行ってはならない。なお、余裕期間内に行う準備は受注者の責により行うものとする。
3. 余裕期間内は、主任技術者又は監理技術者を配置することを要しない。また、現場代理人は工事現場に常駐しないものとする。
4. 受注者は、受注時または変更時において工事請負代金額が500万円以上の全ての工事について、工事实績情報サービス（コリンズ）に基づき、受注・変更・完成・訂正時に工事实績情報として「登録のための確認のお願い」を作成し監督職員の確認を受けたうえ、受注時は着工後、土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内に、登録内容の変更時は変更があった日から土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内に、完成時は工事完成後10日以内に、訂正時は適宜、財団法人日本建設情報総合センター（J A C I C）に登録申請をしなければならない。
なお、変更登録時は、工期、技術者に変更が生じた場合に行うものとし、工事請負代金のみ変更の場合は、原則として登録を必要としない。また、登録機関発行の「工事内容確認書」が受注者に届いた際には、その写しを直ちに監督職員に提示しなければならない。
なお、変更時と完成時の間が10日間に満たない場合は、変更時の提示を省略できるものとする。
5. コリンズへ登録する技術者の従事期間は、実工期の範囲で従事する期間を登録するものとする（余裕期間を含まないことに留意する。）
6. 受注者は着工日の前日までに現場代理人等を定め、所定の様式により届け出るものとする。
7. 実工期：令和〇〇年〇〇月〇〇日から令和〇〇年〇〇月〇〇日まで
↑※発注者が指定する工事の始期及び終期を記載。
（余裕期間：契約締結日から令和〇〇年〇〇月〇〇日までの期間、着工日：令和〇〇年〇〇月〇〇日）
なお、低入札価格調査等により、上記の着工日以降に契約締結となった場合には、余裕期間は適用しない。

任意着手方式の場合

第〇条 余裕期間制度

1. 本工事は、受注者の円滑な工事施工体制の確保を図るため、事前に建設資材、労働者確保等の準備を行うことができる余裕期間（契約締結日から着工日の前日までの期間）を設定した工事であり、発注者が示した着工期限日までの間で、受注者は着工日を任意に設定することができる。なお、受注者は、契約を締結するまでの間に、所定の様式により、着工日を通知すること。取り扱いについては、大津市ホームページ掲載の「大津市発注工事における余裕期間制度試行要領（令和8年6月）（大津市）」及び「大津市発注工事における余裕期間制度運用マニュアル（試行）（令和8年6月）（大津市総務部契約検査課）」に基づくものとする。
参照：大津市ホームページ
ホーム>組織から探す>総務部>契約検査課>業務案内>入札・契約に係る規則・
要綱・要領等>入札・契約に関する規則・要綱・基準
2. 余裕期間内は、現場に搬入しない資材等の準備を行うことができるが、資材の搬入、仮設物の設置等、工事の着手を行ってはならない。なお、余裕期間内に行う準備は受注者の責により行うものとする。
3. 余裕期間内は、主任技術者又は監理技術者を配置することを要しない。また、現場代理人は工事現場に常駐しないものとする。
4. 受注者は、受注時または変更時において工事請負代金額が500万円以上の全ての工事について、工事实績情報サービス（コリンズ）に基づき、受注・変更・完成・訂正時に工事实績情報

として「登録のための確認のお願い」を作成し監督職員の確認を受けたうえ、受注時は着工後、土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内に、登録内容の変更時は変更があった日から土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内に、完成時は工事完成後10日以内に、訂正時は適宜、財団法人日本建設情報総合センター（J A C I C）に登録申請をしなければならない。

なお、変更登録時は、工期、技術者に変更が生じた場合に行うものとし、工事請負代金のみ変更の場合は、原則として登録を必要としない。また、登録機関発行の「工事内容確認書」が受注者に届いた際には、その写しを直ちに監督職員に提示しなければならない。

なお、変更時と完成時の間が10日間に満たない場合は、変更時の提示を省略できるものとする。

5. コリンズへ登録する技術者の従事期間は、実工期の範囲で従事する期間を登録するものとする。（余裕期間を含まないことに留意するものとする。）
6. 受注者は着工日の前日までに現場代理人等を定め、所定の様式により届け出るものとする。
7. 実工期：着工日から〇〇〇日間

↑※発注者が指定する実工期を記載。

（ただし、令和〇〇年〇〇月〇〇日（着工期限日）までに工事を開始すること。）

↑※工事を開始しなければならない最終日を記載

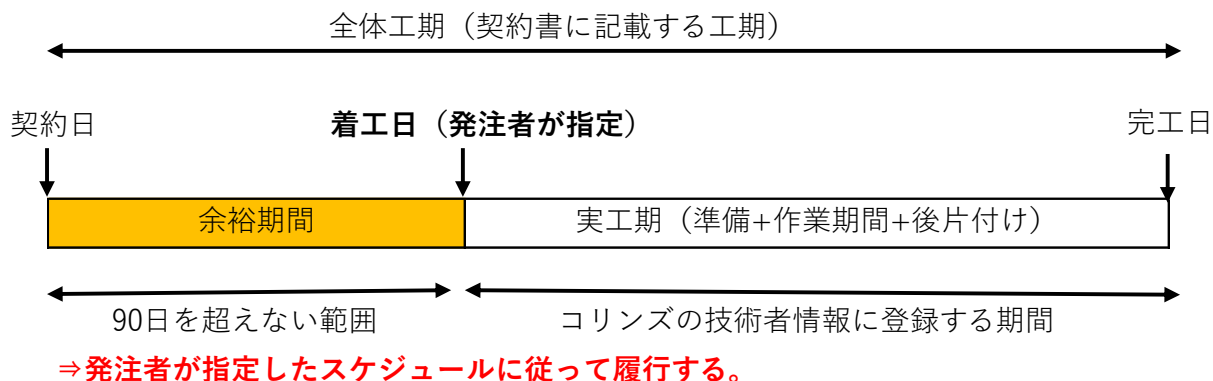
契約締結後において、着工日の変更の必要が生じた場合は、監督職員と協議の上、工期に係る変更契約を締結することにより、着工日の変更をすることができる。

なお、低入札価格調査等により、上記の着工期限日以降に契約締結となった場合には、余裕期間は適用しない。

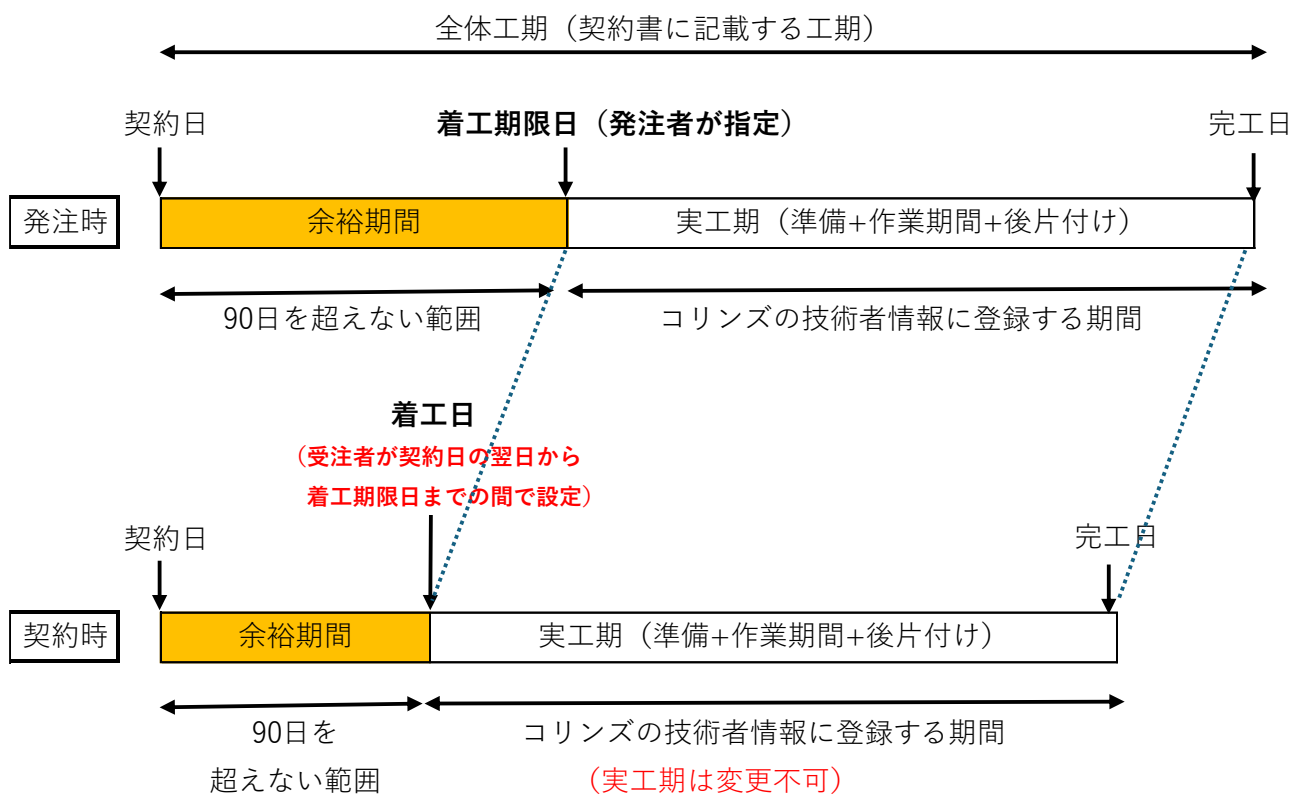
5. 開始日、工期延期の考え方（要領第4条関連）

1 開始日

- (1) 発注者指定方式はあらかじめ定めた余裕期間、着工日に従って履行することが契約条件となっているため、原則として変更しない。
余裕期間内に受注者の準備が整った場合でも着工はできない。



- (2) 任意着手方式は着工期限日までの間で、受注者が着工日を定めた場合、着工日の14日前までに監督職員と協議の上で契約変更を行うことで余裕期間の変更が可能。ただし、余裕期間が変更されても、実工期は変更できない。



2 工期延期等

- (1) 工事内容の変更等の事由により工期の延期が必要となった場合は、変更契約することで、延期が可能となる。延期日数は発注者の積み上げた日数を原則とする。
- (2) 余裕期間内は原則として、工事の一時中止を通知することはできない。
- (3) 余裕期間内は原則として、実工期の短縮を請求できない。

3 積算に用いる工期

交通誘導警備員や賃料等の積算は、実工期に基づき行い余裕期間は考慮しない。

なお、実工期は、工事を実施する上で必要となる期間で、余裕期間を設けない場合の契約期間と同義のものであり、算定にあたっては「土木工事における適切な工期設定のためのガイドライン（大津市版）」等に基づき適切に設定するものとする。また、準備、後片付け期間及びその他の不稼働日（工事抑制期間）については別途加算する。

6. 受注者による着工日等の設定（要領第5条関連）

- (1) 休日（大津市の休日を定める条例（平成元年12月22日条例第67号）第1条第1項に規定する市の休日をいう。）を着工日に指定することはできない。
- (2) 任意着手方式の着工日は、契約日までに発注者に所定の様式（要領別紙様式）により通知する。通知は書面の提出を基本とするが、電子メールによるPDF形式での提出やファクシミリによる電送での提出も可能である。
- (3) 着工日以降30日以内に工事着手しなければならない。
- (4) 契約日までに着工日の通知の無い場合は、契約日の翌開庁日を着工日とみなし、着工日以降は現場代理人の常駐及び監理技術者等の専任を必要とする。
- (5) 着工日の指定により定まる工事の完工日が休日となる場合は、翌日を工事の完工日とする。
- (6) 余裕期間内は原則として、工期の延長を請求できない。

7. 余裕期間中の制限（要領第6条、8条、9条関連）

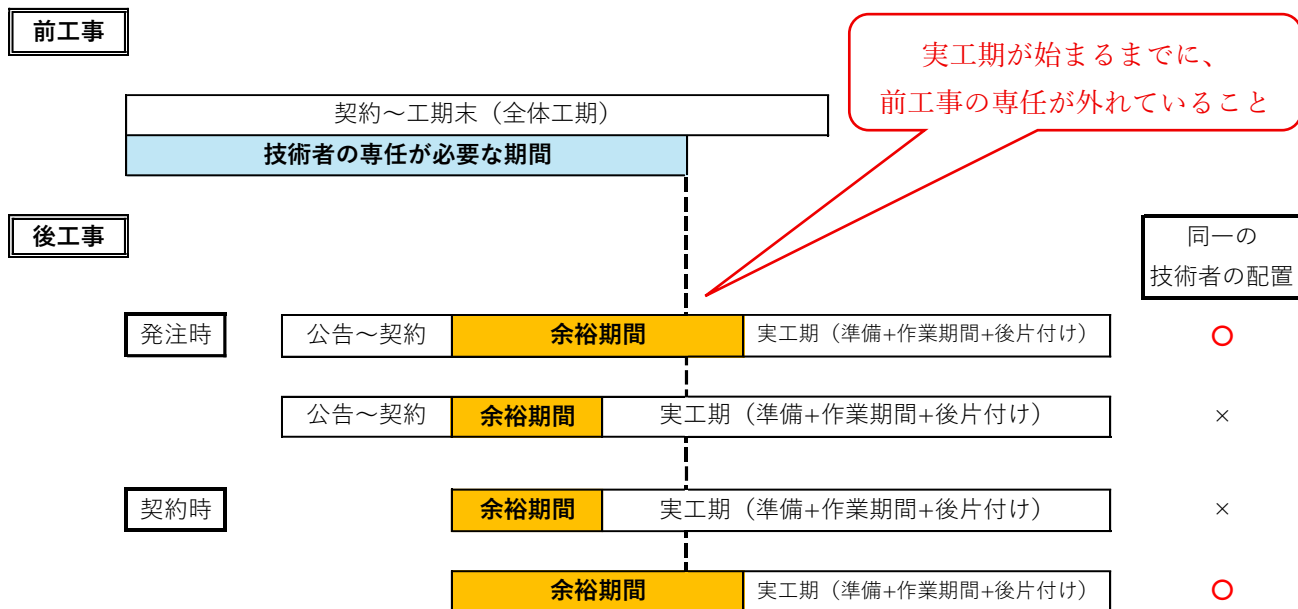
		受注者（元請・下請）
契約行為	資機材手配	可能（受注者の責において行うこと）
	労働者手配	
技術者等	現場代理人の常駐	禁止
	技術者の配置	不要
現場作業等	工事看板等の設置	禁止
	起工測量（草刈り含む）	
	資機材等の現場搬入	
	現場事務所の設置	
	工場製作の着手	
	現場内の立入	可能（発注者の了解を得ること）

※余裕期間中の現場管理については、発注者の責任により行うため現場内の立会等は発注者の了解を得ること。また、着工とみなされる行為を行うことはできない。

8. 技術者の配置（要領第6条、7条関連）

配置技術者は、発注者が定める着工日又は受注者が通知する着工日を基準日として、当該日から技術者を配置する必要がある。

前工事の配置技術者を後工事への配置する場合の可否は下図のとおり。



前工事又は後工事が技術者の専任を要する工事であっても、余裕期間内に前工事が完了すれば同一の技術者を配置することができる。

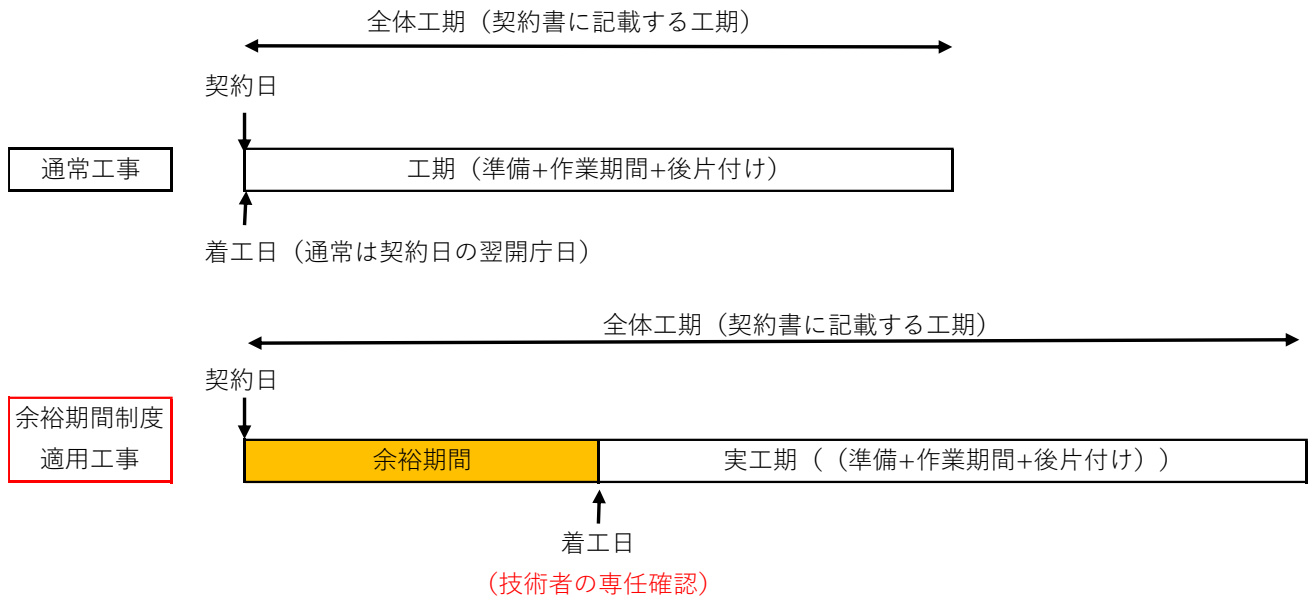
競争参加資格として求めた技術者についても、着工日において技術者を配置しなければならない。

実工期期間における現場代理人の常駐緩和及び兼務に関する手続きは余裕期間内に行うことができる。

余裕期間内における現場代理人の常駐緩和及び兼務に関する手続きは、余裕期間中は現場代理人は常駐しないことから不要とする。

9. 技術者の確認（要領第7条関連）

通常の工事では契約日において技術者の専任確認を行うが、余裕期間制度適用の工事では着工日において技術者の配置確認を行い技術者の専任確認を行う。

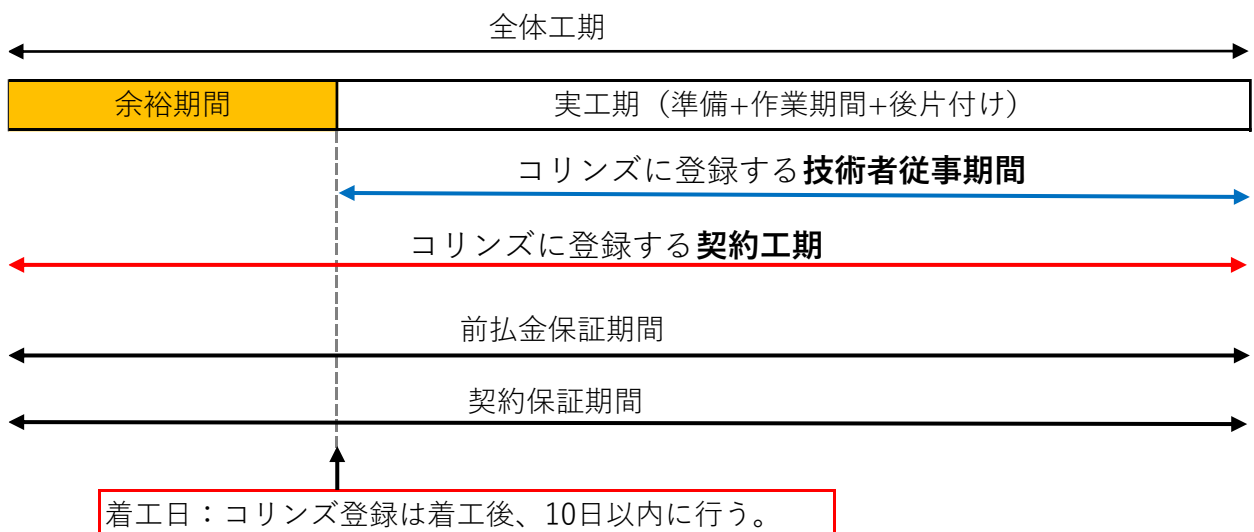


10. 契約事務等（要領第11条関連）

1 コリنز（CORINS）への登録は、着工日後10日以内までに行うものとする。コリنز登録時、契約工期は全体工期（余裕期間+実工期）を入力し、「余裕期間あり」にチェックをつける。技術者の従事期間は実工期の範囲で従事した期間を入力する。

なお、余裕期間制度の対象工事であることを明確にするため、工事概要において『余裕期間制度適用工事』と記載する。

2 契約保証にかかる期間は全体工期とする。



1 1. 提出書類の取扱い（要領第 1 1 条関連）

一般土木工事等共通仕様書（滋賀県）に定められている「始期日」を「着工日」へ読替え、以下のとおり取り扱うものとする。

- （1）工程表を契約締結後 5 日以内に設計図書に基づいて提出するものとし、工程表に記載する工期は実工期とする。
- （2）着工届は工事に着工しようとするときに提出するものとする。
- （3）着工日前日までに現場代理人等を定め、所定の様式により届け出るものとする。
- （4）着工日前日までに、建設業退職金共済制度掛金収納書を提出するものとする。
- （5）着工日前日までに施工計画書を提出するものとする。
- （6）余裕期間においては履行報告を要しない。
- （7）その他書類へ記載する工期は様式等に定めのある場合を除き、実工期とする。

1 2. 成績評定について

工事成績評定考査項目における工期は実工期と読み替え、評定を行う。

1 3. その他

本マニュアルは令和 8 年 6 月 1 日より適用する。